

議案第29号

みやき町税条例の一部を改正する条例について

みやき町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 6月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の基本理念に基づき、中小企業の生産性向上に資する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定めるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町税条例の一部を改正する条例

みやき町税条例（平成17年みやき町条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は零とする。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

みやき町税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～15 (略) 16 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合 <u>は零とする。</u> 17 (略)</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～15 (略) (新設) 16 (略)</p>